

鳥取県告示第220号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成25年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
453	株式会社鳥取銀行 溝口出張所	所在地	西伯郡伯耆町溝口 196-1	米子市福市1723- 8	平成25年3月4日
533	株式会社鳥取銀行 関金出張所	”	倉吉市関金町大鳥居 80	倉吉市明治町1029 -1	”
629	株式会社鳥取銀行 イオン鳥取北支店	”	鳥取市晩稻100-1	鳥取市晩稻348	平成25年2月27日